

2020年1月

お客さま 各位

奈良信用金庫

## 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた 預金規定等の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当金庫は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、「預金規定」の一部を2020年1月6日より下記のとおり改定いたしました。

規定改定後は、新規取引開始時に取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当金庫が求める確認資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合や、お取引を制限させていただく場合があります。

### 1. 改定規定

- ・普通預金規定
- ・無利息型普通預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・総合口座取引規定

### 2. 改定内容

普通預金規定について、「取引等の制限」条項の新設、「解約等」条項での一部追加・変更いたします。

普通預金規定以外の規定についても同様の改定を行います。

### 3. 改定日

2020年1月6日

規定の改定内容等、詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。

また、当金庫HPもご参照ください。

以 上

改定内容(例:普通預金規定)

普通預金規定(抜粋)「取引の制限」条項の新設

## 12. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング・テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前記(1)から(3)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

普通預金規定(抜粋)「解約等」条項での一部追加・変更(下線部を追加・変更)

## 13. (解約等)

- (1) この預金を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が前記11.(1)に違反した場合
  - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略